平成 18 年　№22

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行規程の一部を改正する規程

改正理由

研究論集に掲載する内容を明確にするため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成 18 年 3 月 28 日　博士研究科委員会　審議承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年３月29日

東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

平成18年規程第15号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行規程（平成９年規程第 16 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行規程の一部改正（案）について

改正理由：研究論集に掲載する内容を明確にするため，所要の改正を行うものである。

改　　正　（案）	現　　行
〔省略〕 （掲載内容） 第３条　学校教育学研究論集は，本研究科所属の教員及び学生の論文，研究ノート及び教育実践記録を掲載する。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成18年４月１日から施行する。	〔省略〕 （掲載内容） 第３条　学校教育学研究論集は，本研究科所属の教員及び学生の論文，研究ノート，教育実践記録・資料等を掲載する。 〔省略〕